

内部者登録制度のご案内

内部者登録制度とは、お客様のインサイダー取引（内部者取引）を未然に防止するため、お客様が上場会社の株券や社債等のお取引を行う場合、「上場会社等の役員等」であるかどうかを、証券会社にお届け出いただき、その届出内容を登録する制度です。また、「上場会社等の役員等」であるかどうかに変更があった場合にも、証券会社にお届け出いただくこととなります。

【上場会社等の役員等】

- ① 上場会社等の取締役、会計参与、監査役、執行役（以下、「役員（注1）」といいます。）の方
- ② 上記①を退任されて1年以内の方
- ③ 上場会社等の役員の配偶者または同居の方
- ④ 上場会社等の使用人その他の従業員のうち、執行役員その他役員に準ずる役職にある方
- ⑤ 上場会社等の使用人その他の従業員のうち、重要事実を知り得る可能性の高い部署（注2）に所属する方
- ⑥ 上場会社等の親会社または主な子会社の役員の方
- ⑦ 上記⑥を退任されて1年以内の方
- ⑧ 上場会社等の親会社または主な子会社の使用人その他の従業員のうち、執行役員その他役員に準ずる役職にある方
- ⑨ 上場会社等の親会社または主な子会社の使用人その他の従業員のうち、重要事実を知り得る可能性の高い部署（注2）に所属する方
- ⑩ 上場会社等の親会社または主な子会社
- ⑪ 上場会社の主要株主の方（総株主の議決権の10%以上）
- ⑫ 上場会社の大株主の方（上位10位）

（注1）複数の会社の役員を兼務されている方は、全ての会社をお届け出ください。

（注2）重要事実を知り得る可能性の高い部署とは、例えば、経理部、財務部、経営企画部、社長室などとなります。

詳しくはお取扱窓口までご確認ください。